

広島県資源管理指針

平成23年3月策定

平成26年1月改正

広島県

広島県資源管理指針

平成 23 年 3 月 30 日制定
平成 26 年 1 月 31 日改正

第1 広島県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

1. 広島県の漁業の概要

広島県は瀬戸内海中西部に位置し、海域面積は約 1,333km²で瀬戸内海(約 19,000km²)の約 7%を占めている。海岸線は屈曲に富み 142 に及ぶ島嶼を含め 1,129km に及ぶ。

海域は、東部に備後灘、中部に八木灘、安居島原、西部に安芸灘とそれぞれ特性が異なる 3 海域で構成されており、東部ではノリ養殖や小型定置網、中部では小型底びき網や刺し網等多種類の漁船漁業、西部ではカキ養殖が特徴的に行われている。また、入漁協定等による隣接県海域への入会操業も行われている。

広島県漁業の特徴は、生産量の大半をカキ養殖が占めていることと、漁船漁業においては少量多品種の漁獲がされていることにある。漁獲量は全体的に低迷しているが、栽培漁業の推進によってクロダイ、ヒラメ、ガザミなどの資源は回復基調にあり、近年では、メバル、オニオコゼ、キジハタ等の地先定着型魚種の種苗生産放流にも取り組んでいる。

カキ養殖では、適正規模での養殖を目指した生産改善に取り組むとともに、人工種苗を利用した一粒カキ養殖など広島らしい特色あるカキづくりを推進し、全国一の産地として高品質で安全安心な広島かきの生産供給に努めている。

魚類養殖による生産量は多くないが、高い技術を有する種苗生産業者によるヒラメ種苗の生産が盛んである。

流通面の特徴は、漁獲物が少量多品種であることや、消費地に近いことによって産地市場が形成されず、大部分が直接消費地市場や仲買人へ販売されていることである。マダイ、トラフグ、タチウオなどの一本釣りによる高級魚は、主に京阪神方面へ出荷されている。養殖カキについては、産地仲買業者を通じて全国の市場、量販店等へ主にむき身で出荷されている。

本県で漁獲生産される水産物を利用した水産加工業では、カタクチイワシを利用したチリメン、煮干しイリコの加工が盛んである。また、養殖カキの約 5 割は加工用に仕向けられており、冷凍・乾燥などの加工が行われている。

2. 漁業経営体の状況

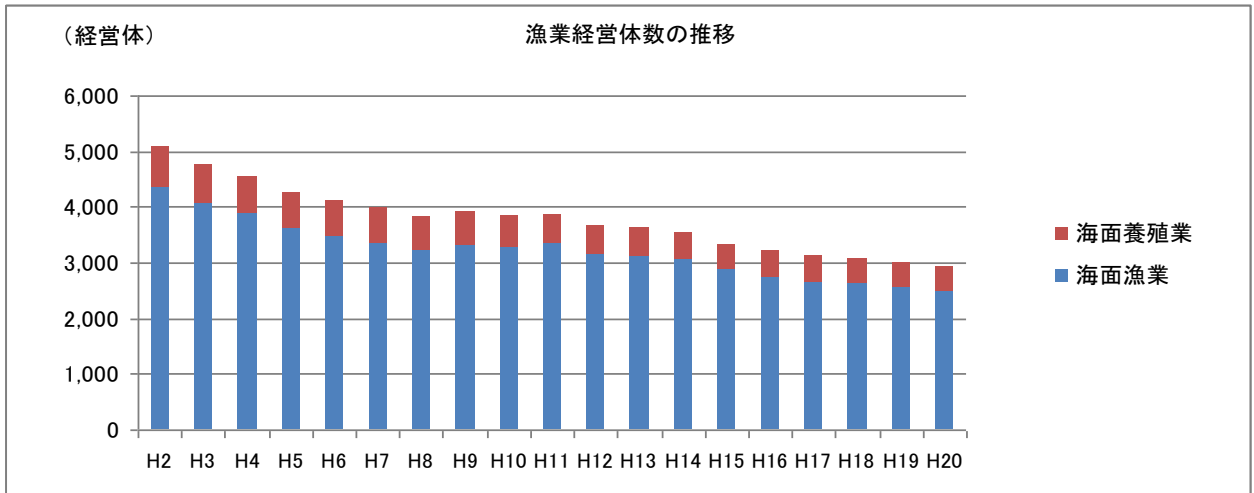
広島県における平成20年の漁業経営体数は2,943経営体で、平成2年に比べ2,150経営体（42.2%）減少した。このうち、海面漁業の経営体数は2,510経営体で、平成2年に比べ1,859経営体（42.3%）減少し、海面養殖業の経営体数は433経営体で、平成2年に比べ291経営体（40.2%）減少した。漁業就業者は、養殖業において若年漁業者の新規加入はあるものの、漁船漁業においては極めて少なく、後継者不足と高齢化が課題となっている。

表1 漁業経営体数の推移

	平成2年	7	13	14	15	16	17	18	20
漁業経営体数	5,093	3,976	3,629	3,536	3,323	3,217	3,122	3,068	2,943
海面漁業	4,369	3,348	3,125	3,053	2,865	2,739	2,653	2,607	2,510
漁船非使用	533	266	217	226	118	106	95	110	76
3トン未満	2,072	1,532	1,619	1,556	1,463	1,414	1,382	1,370	1,347
3～5トン	1,134	1,021	894	841	832	795	766	734	713
5～10トン	335	250	190	223	266	234	232	231	245
10トン以上	97	91	65	70	71	66	64	59	65
定置・地びき網	198	188	140	137	115	124	114	103	64
海面養殖業	724	628	504	483	458	478	469	461	433
かき類養殖業	513	453	422	404	376	401	397	394	353
のり類養殖業	124	88	38	36	37	34	30	28	17
その他	87	87	44	43	45	43	42	39	63

資料：中国四国農政局広島農政事務所「広島農林水産統計年報」

（注）平成19年度の経営体数は公表されていない。



3. 漁業協同組合の状況

平成20年の広島県内の漁業協同組合（沿海出資組合）組合員数は8,829人で平成2年に比べ3,400人（27.8%）減少した。

表2 漁業協同組合員数の推移

(単位：人)

	平成2年	7	13	14	15	16	17	18	19	20
総組合員数	12,229	11,209	10,069	9,898	9,685	9,508	9,376	9,189	9,062	8,829
正組合員数	7,244	6,207	5,224	5,093	4,899	4,843	4,719	4,618	4,486	4,177
准組合員数	4,985	5,002	4,845	4,805	4,786	4,665	4,657	4,571	4,576	4,652

資料：県団体検査課調べ

4. 漁業生産量の状況

広島県海域は、各種開発行為等に伴う藻場・干潟の減少や、漁場生産力の低下により生産量が減少している。

平成20年の漁業生産量は118,669トンで、平成2年に比べ79,069トン（40.0%）減少した。海面漁業の漁獲量は18,317トンで、平成2年に比べ9,431トン（34.0%）減少した。

海面養殖業では、カキ養殖、ノリ養殖とも収穫量は減少傾向である。海面養殖業の収穫量は100,352トンで、平成2年に比べ68,563トン（40.6%）減少した。

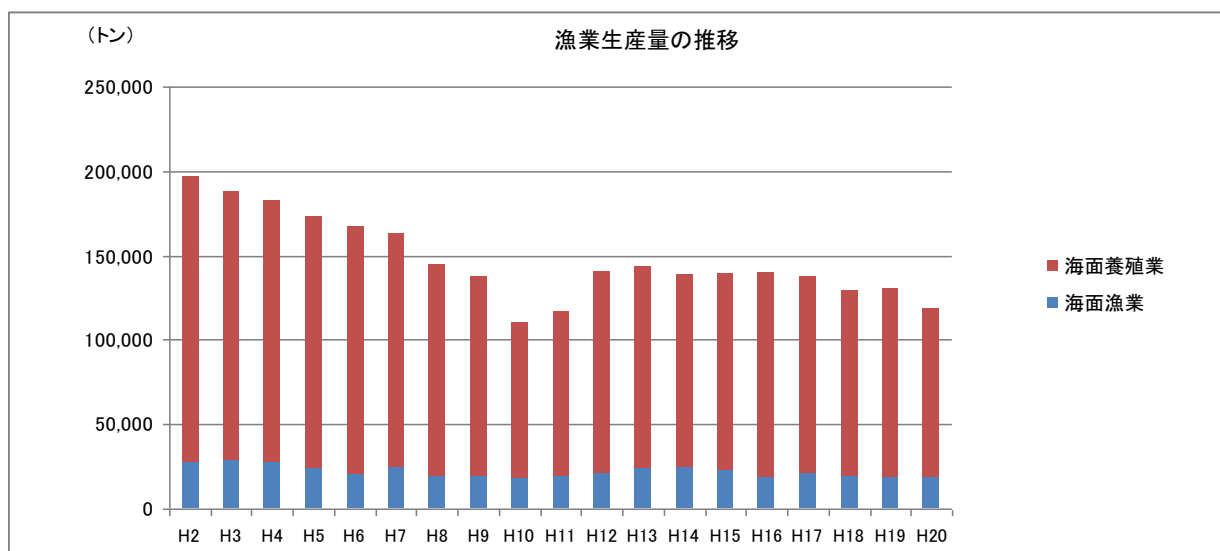
表3 漁業生産量の推移

(単位：トン)

	平成2年	7	13	14	15	16	17	18	19	20
合計	197,738	164,227	144,269	139,820	139,821	140,513	137,778	129,932	130,105	118,669
海面漁業	27,748	24,536	23,597	25,492	23,175	18,059	21,410	18,827	18,613	18,317
海面養殖業	168,915	138,689	119,977	113,713	116,540	121,988	115,928	111,105	111,492	100,352
かき類養殖	159,508	132,278	114,145	107,539	116,110	109,782	111,662	106,400	106,907	96,761
のり類養殖	7,838	3,947	4,315	4,684	4,121	4,684	2,907	3,419	3,318	2,333
内水面漁業	894	900	594	522	454	388	369	209	154	224
内水面養殖業	181	102	101	92	82	78	71	74	78	72

資料：中国四国農政局広島農政事務所「広島農林水産統計年報」

(注) 表中の海面養殖業生産量には種苗養殖を含まない。



5. 漁業生産額の状況

広島県における平成19年の漁業生産額は269億9,900万円で、平成2年に比べ13億4,110万円(33.2%)減少した。海面漁業の生産額は111億7,000万円で、平成2年に比べ54億2,500万円(32.7%)減少した。一方、海面養殖業の生産額は158億2,000万円で、平成2年に比べ79億8,600万円(33.5%)減少した。

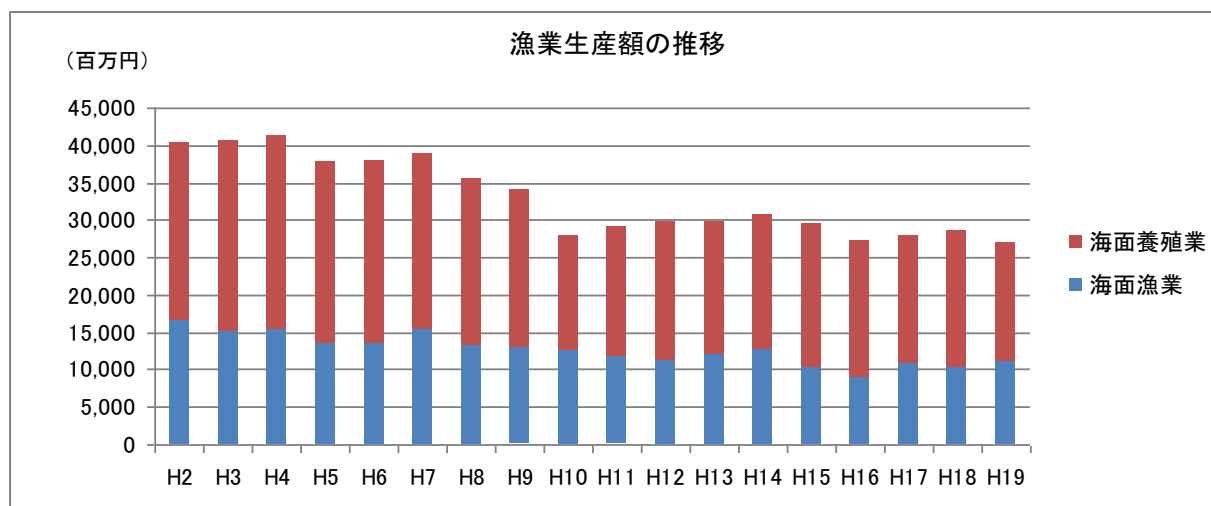
表4 漁業生産額の推移

(単位：百万円)

	平成2年	7	13	14	15	16	17	18	19
合計	40,401	38,924	29,835	30,849	29,681	27,169	28,020	28,580	26,990
海面漁業	16,595	15,350	12,142	12,758	10,429	8,963	10,903	10,318	11,170
海面養殖業	23,806	23,574	17,693	18,090	19,252	18,206	17,116	18,262	15,820
かき類養殖	19,141	18,754	14,864	15,302	16,426	15,939	15,230	16,277	14,024
のり類養殖	1,407	539	1,089	1,158	1,164	1,020	687	712	600

資料：中国四国農政局広島農政事務所「広島農林水産統計年報」（漁業生産額はH19が最新値である。）

(注) 表中の海面養殖業生産額には、種苗養殖を含む。



6. 広島県の資源管理実態

広島県では、昭和50年代から「獲る漁業から作り育てる漁業へ」のスローガンの下に、栽培漁業の推進を図ってきた。昭和57年に広島県栽培漁業センターが完成し、マダイ、クロダイ、ガザミ等の大量放流が可能となり、瀬戸内海の漁業資源の維持増大に大きく貢献してきた。

資源管理については、昭和60年代以降の資源管理型漁業の気運の高まりとともに事業化された国の制度を活用しながら推進してきた。これまでに、広域回遊魚種であるトラフグ、ヒラメ、マダイ、地先定着魚種であるナマコ、アサリ、カサゴ、クルマエビ、ガザミを対象とした小型個体の再放流や、定期的休漁などに取組んできた。

現在では、「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画（平成14年4月12日公表）」、「カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）資源回復計画（平成17年3月31日公表）」、「広島湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画（平成20年2月19日公表）」に基づいた資源管理型漁業が県内各地で実践されている。

表5 水産種苗放流実績

(単位：千尾，千粒)

	平成2	7	13	14	15	16	17	18	19	20	21
マダイ	862	1,165	941	1,284	856	1,177	957	717	366	191	193
クロダイ	2,677	1,991	669	685	434	253	253	101	101	100	0
ヒラメ	726	595	614	552	578	966	379	590	594	508	815
クロソイ	44	208	50	2	10	14	0	0	1	0	0
マコガレイ	328	186	100	14	100	100	0	100	100	45	100
キュウセン	925	1,229	470	360	538	426	260	267	297	248	208
トラフグ	25	13	48	869	31	36	32	32	57	17	7
トラフグ卵	24,125	9,870	3,000	1,400	0	5,000	5,000	5,000	600	0	0
メバル	0	15	438	662	1,021	659	763	517	226	447	497
クルマエビ	3,283	2,712	1,831	1,829	1,532	1,182	1,276	1,180	1,025	833	1,484
ヨシエビ	1,265	1,274	1,607	1,884	2,992	1,219	1,753	1,317	1,373	1,143	1,303
ガザミ	3,837	4,717	5,853	6,959	5,675	5,511	4,682	5,001	4,793	4,034	3,762
キジハタ	0	0	0	0	0	7	9	8	26	37	20
ナマコ	0	0	102	50	184	136	156	47	25	49	180
スズキ	0	10	30	30	30	30	30	30	30	30	30
イサキ	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
オニオコゼ	0	0	9	21	3	32	47	50	96	145	281
サワラ	0	0	1	0	3	8	9	8	5	7	8
カサゴ	0	0	0	0	0	0	0	4	41	43	62
アサリ(t)	0	29.2	61.6	101.1	128.6	118.7	105.6	90.5	66.7	80.8	8.6

表6 資源管理型漁業の内容

年度	対象魚種	対象地区	主な資源管理措置	事業名
S63 ～H2	トラフグ, ヒラメ, マダイ	全県	体長制限, 受精卵放 流	資源培養管理対策推進事 業
H3 ～H9	トラフグ, ヒラメ, マダイ	全県	体長制限, 受精卵放 流	資源管理型漁業推進総合 対策事業
	カタクチイワシ	福山市	漁期の繰延べ	
H3 ～H9	アサリ	尾道市	小型個体再放流, 漁 期制限	資源管理型漁業推進総合 対策事業
	ナマコ	江田島市, 広島市, 廿日市市	小型個体再放流, 漁 期短縮	
H10 ～H14	トラフグ	尾道市	種苗生産放流	複合的資源管理型漁業促 進対策事業
	カサゴ	尾道市	親魚再放流, 小型魚 再放流	
	ガザミ	福山市	抱卵ガザミ保護,	
	クルマエビ	尾道市	小型個体再放流	
H15 ～H16	メバル	大崎上島町	親魚再放流, 小型魚 再放流	多元的な資源管理の推進 事業
	ガザミ	福山市	漁期制限, 区域制限	
H13 ～H22	サワラ	全県	網目制限, 漁獲量制 限	資源回復計画推進事業
	カタクチイワシ	福山市	休漁日・休漁期間設 定	
	オニオコゼ, マコガ レイ他	広島湾周辺	体長制限, 休漁日設定	

※対象地区は、現在の市町名等で記載している。

7. 資源管理の方向性

広島県では、「生産から販売までが一体となった持続的な水産業の確立」を水産業の将来ビジョンとして掲げ、漁業生産額を平成32年までの10年間で270億円から290億円にまで増加させる計画である。

重点施策として「担い手育成」，「水産資源の維持増大」及び「水産物の流通改善」に取組み，「水産資源の維持増大」に関しては，種苗放流，育成場整備，資源管理を県，市町，漁業者等が一体となって取組む計画である。

本県では，漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的資源管理措置の遵守を徹底するとともに，これまでに取組んでいるTAC・TAE管理や資源回復計画に基づく取組も含め，本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取組を促進することにより，水産資源の維持・回復を推進する。

なお，本指針における公的管理措置とは，漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが，公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって，水産基本計画（平成14年3月閣議決定）に基づく取組の開始された平成14年度以降にこれら公的規制に移行したものについては，本指針においては自主的取組とみなし取り扱うものとする。

第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向

1. 広島県海域における漁業種類の漁獲の状況等

広島県で漁獲される魚種は約35種類あり（農林水産統計年報），魚種別漁獲量の推移は表7のとおりである。平成2年から漁獲量が3割以上増加した魚種が5種（アジ類，ブリ類，スズキ類，コウイカ，タコ類）であるのに対し，3割以上減少した魚種が19（コノシロ，マイワシ，カレイ類，ニベ・グチ類，アナゴ類，タチウオ，サワラ類，ボラ類，イカナゴ，トラフグ，アイナメ類，カサゴ，メバル類，キュウセン，クルマエビ，ガザミ，アサリ，ナマコ，シャコ）と，多くの魚種で漁獲量は減少している。総漁獲量も18,317トンと平成2年の34%減となっており，総じて漁業資源が減少していることが伺われる。

表7 主要魚種別漁獲量の推移

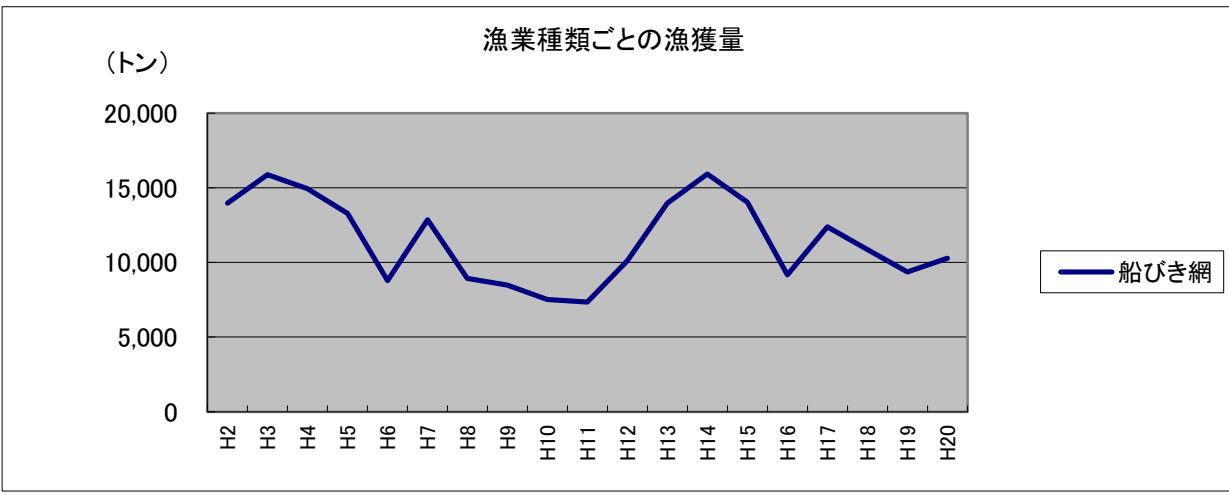
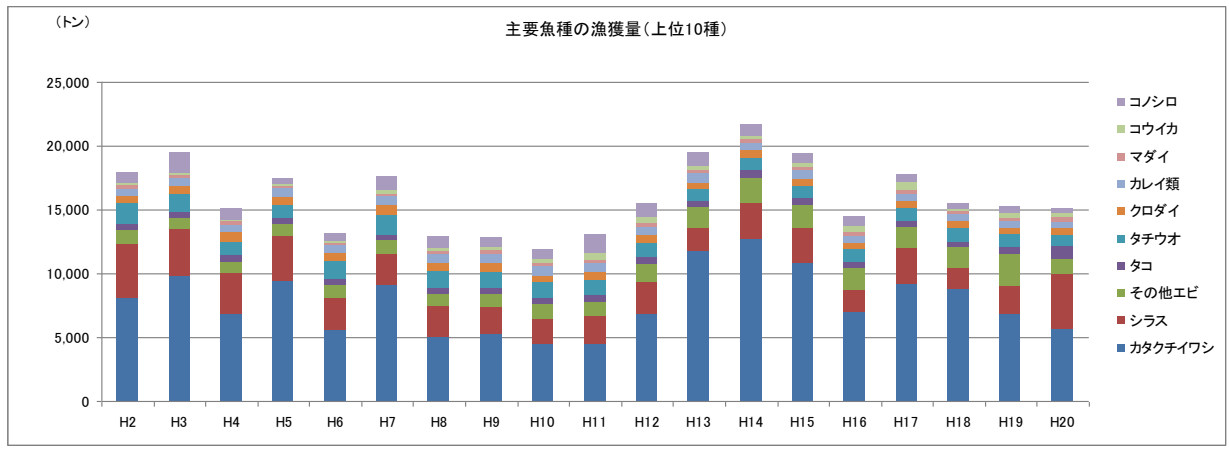
(単位：トン)

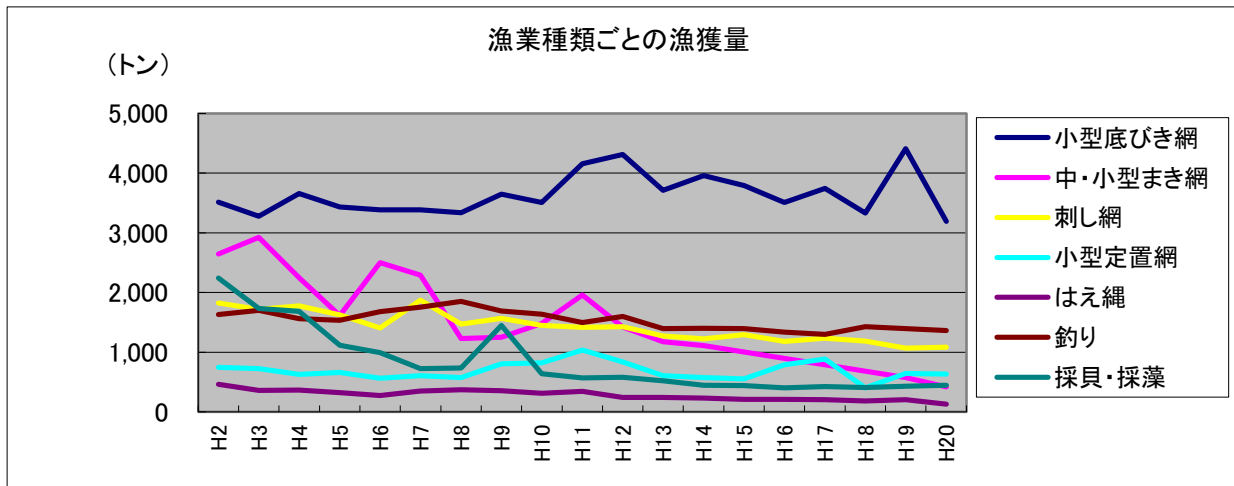
	平成2	12	13	14	15	16	17	18	19	20	H2比
コノシロ	822	1,110	993	866	697	735	585	476	495	306	--
マイワシ	2,145	383	79	33	29	23	24	18	X	X	--
カタクチイワシ	8,040	6,773	11,770	12,634	10,821	6,954	9,203	8,745	6,757	5,655	-
シラス	4,306	2,625	1,830	2,879	2,756	1,732	2,756	1,671	2,237	4,250	-
アジ類	76	160	164	211	177	164	164	147	139	205	++
サバ類	124	196	171	204	202	205	200	149	142	133	+
ブリ類	4	18	41	47	47	78	43	39	38	69	++
ヒラメ	113	84	105	80	70	74	81	65	72	122	+
カレイ類	600	637	691	672	676	570	544	516	497	417	--
ニベ・グチ類	250	215	152	149	132	117	142	135	/	/	
アナゴ類	274	223	205	216	202	192	178	173	204	163	--
ハモ	13	23	27	24	24	18	33	36	/	/	++
タチウオ	1,631	1,183	929	941	949	955	978	1,076	1,057	938	--
エイ類	43	30	34	33	36	28	45	31	/	/	-
マダイ	351	252	238	261	264	256	310	288	294	405	+
クロダイ	542	614	564	575	593	552	588	556	502	546	+
サワラ類	268	41	18	32	46	60	57	40	31	48	--
ボラ類	298	130	130	114	115	88	97	90	/	/	--
スズキ類	136	176	190	197	191	158	174	152	162	267	++
イカナゴ	206	8	195	81	38	5	1	1	47	5	--
トラフグ	164	43	47	32	23	38	23	23	/	/	--
アイナメ類	154	67	51	45	42	38	34	33	/	/	--
カサゴ	183	111	114	122	112	102	109	97	/	/	--
メバル類	483	427	356	317	333	293	280	251	/	/	--
キュウセン	74	43	48	46	41	35	34	31	/	/	--
サヨリ	118	81	91	96	175	135	152	168	/	/	++
クルマエビ	50	29	29	24	20	19	20	17	16	7	--
その他エビ	1,047	1,338	1,575	1,977	1,802	1,733	1,660	1,602	2,549	1,276	+
ヨシエビ	/	28	40	33	29	33	22	21	/	/	-
ガザミ	76	114	126	107	113	106	215	169	139	50	--

アサリ	1,729	272	220	271	269	256	270	250	236	231	--
コウイカ	162	495	332	237	257	510	615	181	365	339	++
タコ	479	509	503	610	528	473	505	449	485	945	++
ナマコ	336	300	246	237	261	246	206	203	/	/	--
シャコ	431	161	220	133	157	139	118	104	/	/	--
総漁獲量	27,748	21,102	23,597	25,492	23,175	18,059	21,410	18,827	18,613	18,317	

-- : H2 に対し 30%以上の減少
 - : H2 に対し 30%未満の減少
 + : H2 に対し 30%未満の増加
 ++ : H2 に対し 30%以上の増加

資料：中国四国農政局広島農政事務所「広島農林水産統計年報」
 x : 公表されていないもの
 / : 集計方法の変更によりデータがないもの





2. 各魚種・漁業種類の資源管理の取組について

本指針における対象漁業の近年の海面漁業の生産量は、概ね2万トンで推移しており、小型底びき網、船びき網漁業、まき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、釣り漁業、採貝藻漁業等で構成されている。

これらの漁業には、漁期を通じて多種多様な魚種を構成しているもの、漁場や時期に応じて漁獲対象が絞り込まれる形態のものがあり、また、複数の漁業が漁場や水産資源を共有して利用しているといった特徴を有している。

このため、全体の漁獲量は、漁獲される複数の魚種の来遊状況、発生状況、生育状況等により、毎年変動することになるが、全体の漁獲量の維持安定を図るためには、漁業形態によって、漁業種類に応じた管理を行うことが合理的である。

そこで、漁獲対象が絞り込まれる場合は対象魚種ごとに、漁獲対象が多様で魚種ごとの管理が困難な場合は漁業種類ごとに、資源管理措置を地区実態に応じて機動的に取組むものとする。

【資源回復計画に基づく管理措置】

資源状況が悪化している魚種について、漁業者、県、国が総合的な対策を行うことにより、資源の回復を図っている。漁獲努力量削減実施計画に規定された定期休漁日や体長制限等の自主的管理措置のほか、広域漁業調整委員会指示を遵守することが求められる。

表 8 資源回復計画の内容

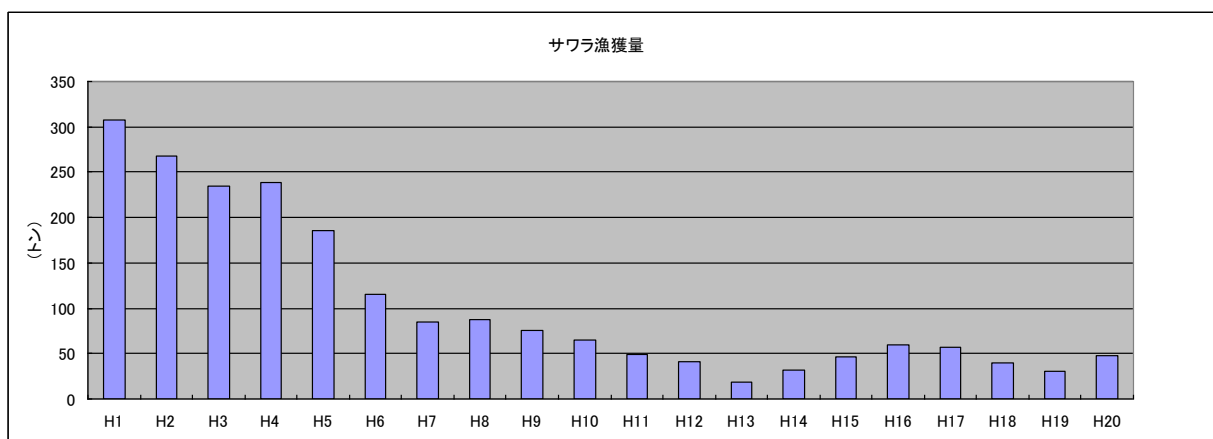
No.	計画名	漁業種類	対象漁協	資源管理措置
1	サワラ瀬戸内海系群資源回復計画	さわら流し刺し網	阿多田島，三高，鹿川，音戸，倉橋島，阿賀，仁方，川尻，呉豊島，三原市，因島市，田島，鞆の浦，走島	網目拡大
		さごしきんちやく網	走島	漁獲量の上限設定
2	カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）資源回復計画	2 そういわし船びき網	走島	休漁期間，定期休漁日
3	広島湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画	小型機船底びき網	阿多田島，くば，大野町，地御前，宮島，広島市，仁保，坂町，江田島，東江，切串，三高，美能，沖，内能美，鹿川，大原，深江，大柿町	小型魚再放流，定期休漁日

【魚種別資源管理措置】

(1) サワラ

①資源及び漁獲の状況

本県のサワラ類の生産量は、過去20年でみると、平成元年の307トンから減少し、平成13年の18トンで最低となったが、近年（平成16～20年）の平均生産量は47トンと、若干回復してきている。本県でサワラ類を主に漁獲対象とする漁業は、さごしきんちやく網，さわら流し刺し網漁業である。



②資源管理目標

国が行った平成22年度資源評価では、サワラ瀬戸内海系群の資源水準は低位で、その動向は横ばいとされている。県内の生産量も近年は横ばいの状況にあることから、資源を安定的に回復させていくことを目標とする。

③資源管理措置

〔さごしきんちやく網漁業〕

さごしきんちやく網漁業においては、現在、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画による漁獲量の上限設定によって資源回復に努めている。このため、公的措置の遵守と合わせて、これらの取組みを引き続き実施するとともに、自主的資源管理措置として別表のとおり取り組む必要がある。定期休漁については確認資料を提出するものとする。

〔さわら流し刺し網漁業〕

さわら流し刺し網漁業においては、現在、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画による網目拡大に取組み、現状の維持に努めている。このため、公的措置の遵守と合わせて、これらの取組みを引き続き実施するとともに、自主的資源管理措置として別表のとおり取り組む必要がある。定期休漁については確認資料を提出するものとする。

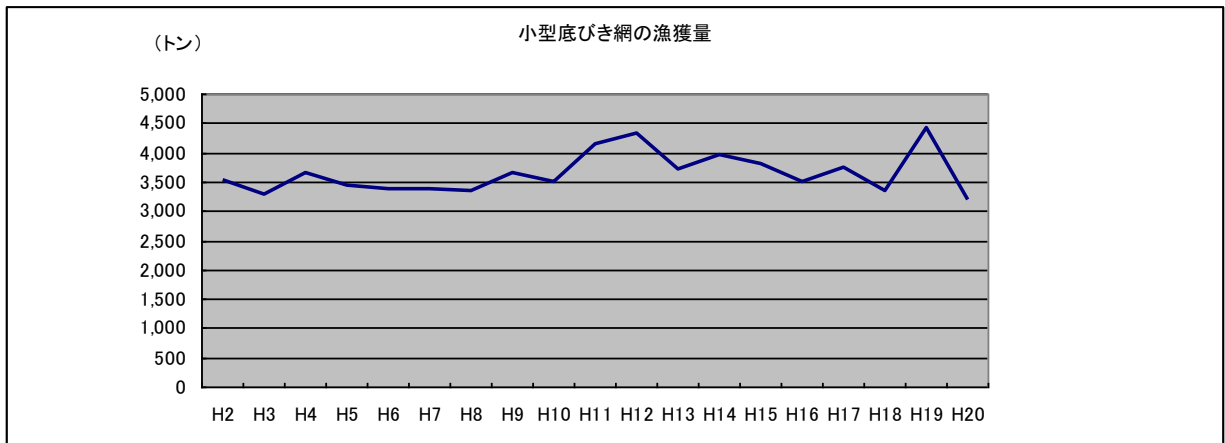
【漁業種類別資源管理措置】

(1) 底びき網漁業

①漁業の状況

小型機船底びき網漁業の生産量は、昭和30年代では5,000トン台で推移し、昭和42年の14,900トンピークとして、近年（平成15年～20年）は3,000～4,000トンにまで減少してしている。エビ類、カレイ類、ナマコ、ガザミ、タコ類ほか、年間

を通じて多種多様な魚種を漁獲している。



②資源管理措置等

平成20年の生産量を維持するために、当該漁業においては、公的措置を遵守するとともに、広島湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画に基づく取組みを推進するほか、広島湾以外の海域を含め、自主的管理措置として、別表のとおり取組む必要がある。定期休漁については確認資料を提出するものとする。

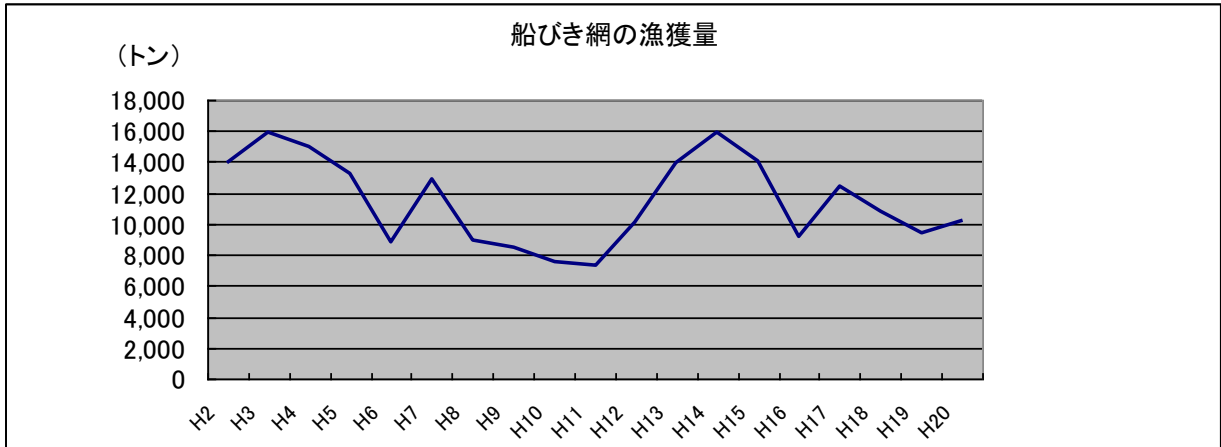
(2) 船びき網漁業

①漁業の状況

船びき網漁業は、瀬戸内海機船船びき網漁業、機船船びき網漁業、ごち網漁業の総称である。船びき網漁業の生産量は、昭和50年代では8,000～10,000トン台で推移し、昭和63年の24,700トンピークとして、近年は9,200～14,000トン前後で推移している。年間を通じ、カタクチイワシ、サヨリ、マダイ、クロダイなど多種多様な魚種を漁獲している。

②資源管理措置等

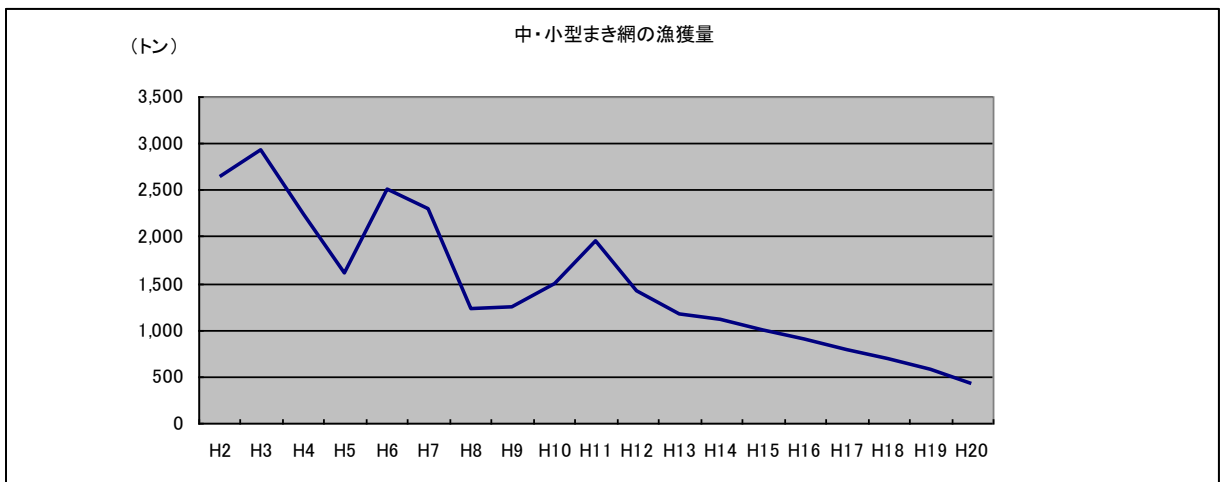
平成20年の生産量を維持するために、当該漁業においては、公的措置を遵守するとともに、カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）資源回復計画に基づく取組みを推進するほか、自主的管理措置として、別表のとおり取組む必要がある。定期休漁については確認資料を提出するものとする。



(3) まき網漁業（燧灘のさごしきんちやく網を除く）

①漁業の状況

まき網漁業の生産量は、昭和50年代では数百トン台で推移し、平成3年の2,900トン进行ピークとして、近年は400～1,000トン前後で推移している。年間を通じアジ類、サバ類、コノシロ、サワラ類など多種多様な魚種を漁獲している。



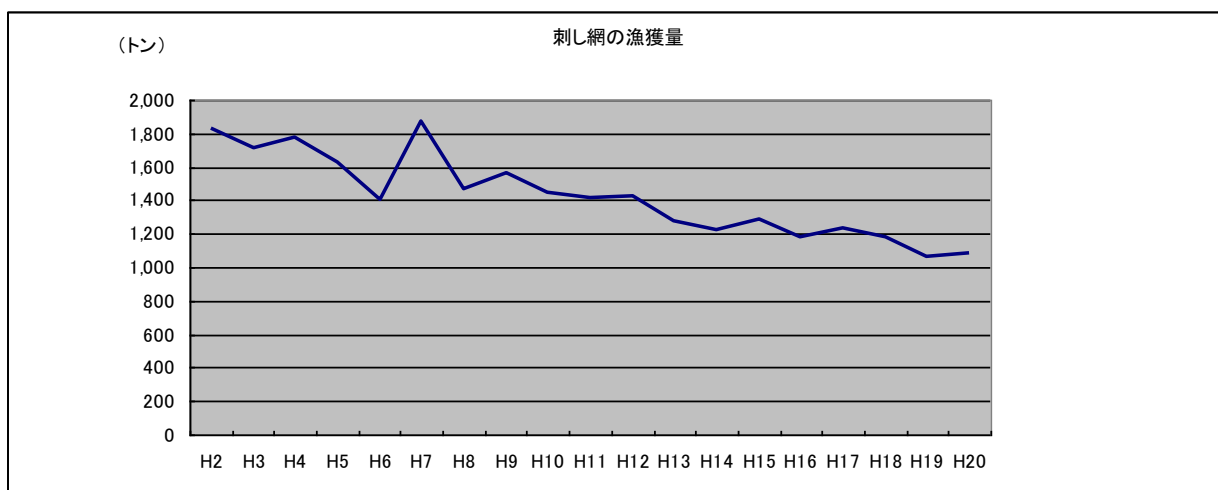
②資源管理措置等

平成20年の生産量を維持するために、当該漁業においては、公的措置を遵守するとともに、自主的管理措置として、別表のとおり取組む必要がある。定期休漁については確認資料を提出するものとする。

(4) 刺網漁業（さわら流し刺し網を除く）

①漁業の状況等

刺網漁業は、1枚建て刺し網、3枚建て刺し網、流し刺し網等の漁業の総称である。生産量は、昭和40年代では1,500～2,000トン台で推移し、昭和54年の2,300トンをピークとして、近年は1,000～1,300トン前後で推移している。年間を通じ、クロダイ、カレイ類、メバル類、スズキ類、カサゴ、サワラ類、アジ類など多種多様な魚種を漁獲している。



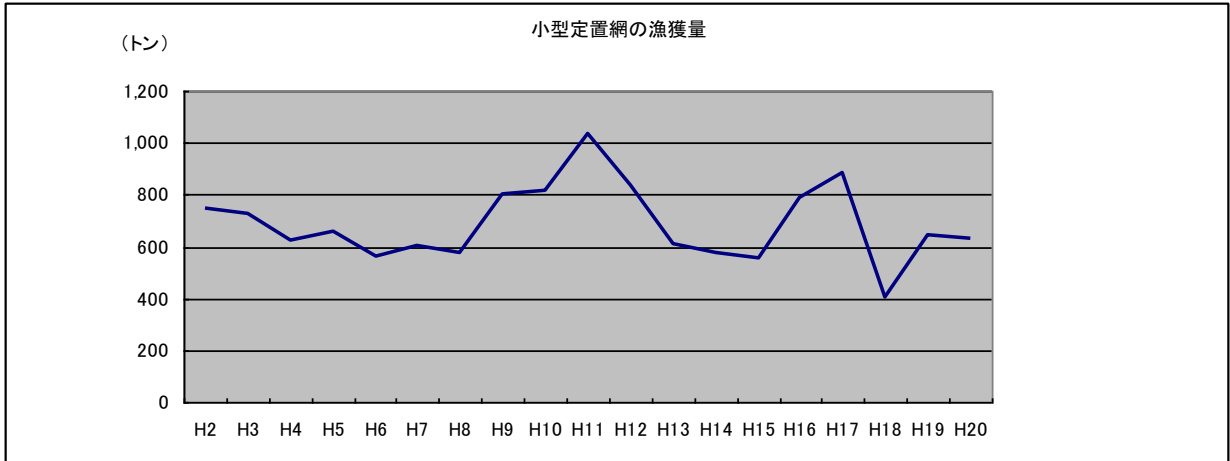
②資源管理措置等

平成20年の生産量を維持するために、当該漁業においては、公的措置を遵守するとともに、自主的管理措置として、別表のとおり取組む必要がある。定期休漁については確認資料を提出するものとする。

(5) 定置網漁業

①漁業の状況等

定置網漁業の生産量は、昭和40年代では400～900トン台で推移し、昭和52年の1,000トンをピークとして、近年は400～900トン前後で推移している。年間を通じ、ボラ類、クロダイ、ニベ・グチ類など多種多様な魚種を漁獲している。



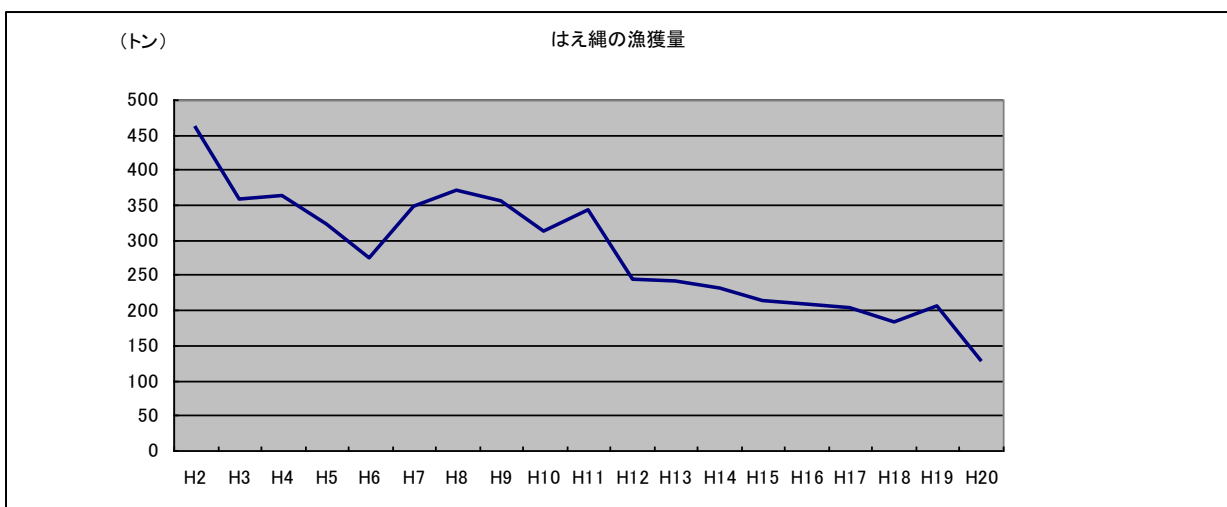
②資源管理措置等

平成20年の生産量を維持するために、当該漁業においては、公的措置を遵守するとともに、自主的管理措置として、別表のとおり取組む必要がある。定期休漁については確認資料を提出するものとする。

(6) はえ縄漁業

①漁業の状況等

はえ縄漁業の生産量は、昭和31年の1,700トンのピークから減少し続け、近年は100～200トン前後で推移している。年間を通じ、アナゴ類、カサゴ、ニベ・グチ類など多種多様な魚種を漁獲している。



②資源管理措置等

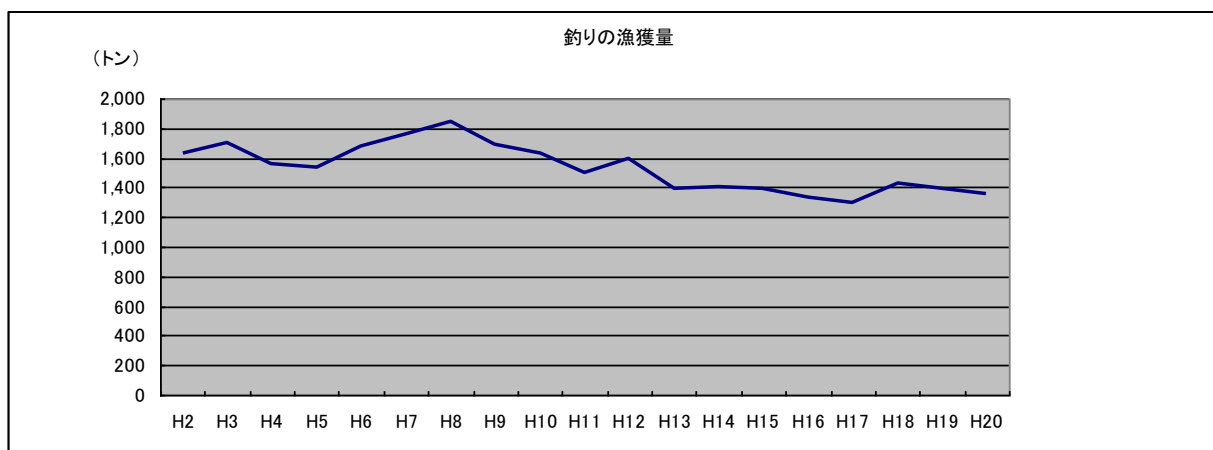
平成20年の生産量を維持するために、当該漁業においては、公的措置を遵守するとともに、自主的管理措置として、別表のとおり取組む必要がある。定期休漁について

ては確認資料を提出するものとする。

(7) 釣り漁業

①漁業の状況等

釣り漁業等の生産量は、昭和40年代では1,300～1,900トン台で推移し、昭和54年の3,590トンピークとして、近年は1,300ン前後で推移している。年間を通じ、タチウオ、クロダイ、メバル類、マダイなど多種多様な魚種を漁獲している。



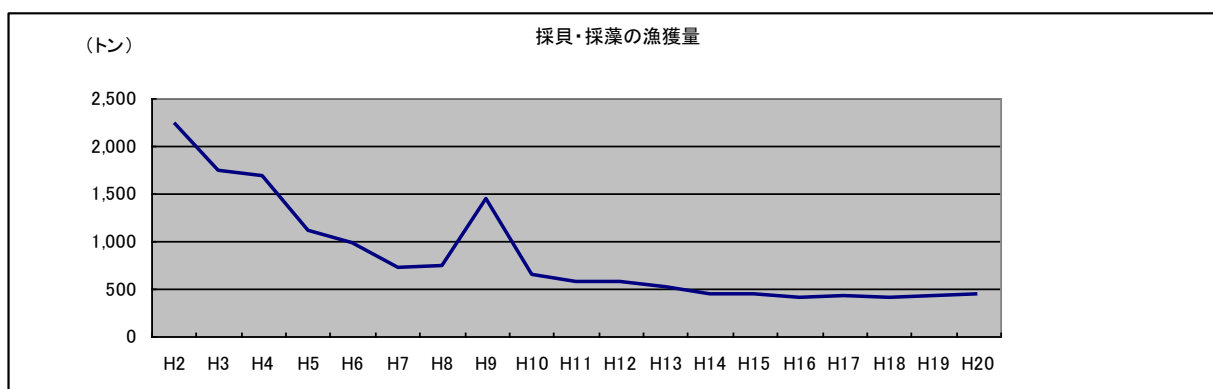
②資源管理措置等

平成20年の生産量を維持するために、当該漁業においては、公的措置を遵守するとともに、自主的管理措置として、別表のとおり取組む必要がある。定期休漁については確認資料を提出するものとする。

(8) 採貝・採藻漁業

①漁業の状況等

採貝・採藻漁業の生産量は、昭和40年代では2,000トン台で推移し、昭和53年の3,500トンピークとして、近年は400トン前後で推移している。年間を通じ、アサリや海藻類などを漁獲している。



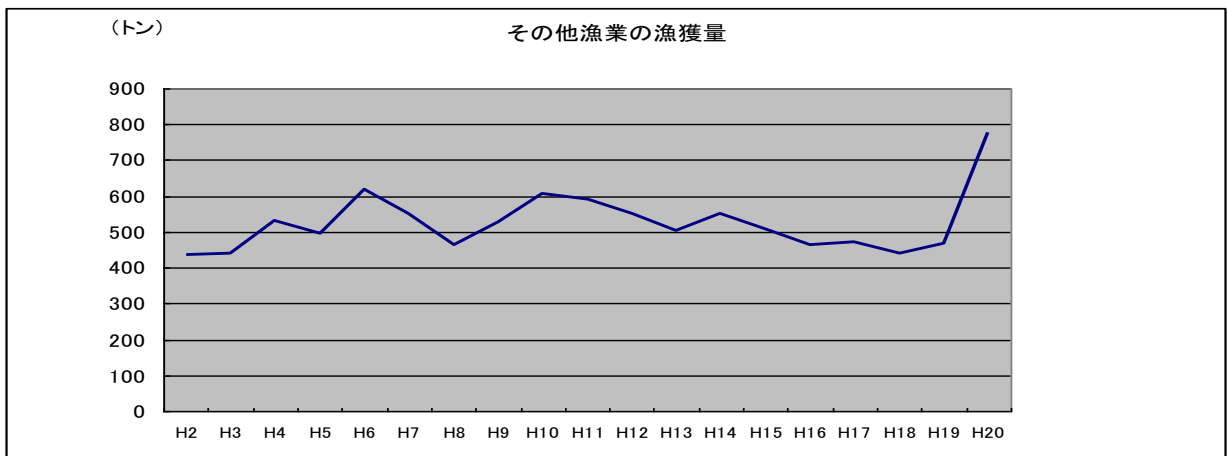
②資源管理措置等

平成20年の生産量を維持するために、公的措置を遵守するとともに、自主的管理措置として、別表のとおり取組む必要がある。定期休漁については確認資料を提出するものとする。

(9) その他の漁業（たこつぼ漁業、あなご筒漁業、いか玉漁業、白魚やな漁業）

①漁業の状況等

県内各地において、たこつぼ漁業、いか玉漁業、あなご筒漁業、白魚やな漁業が営まれている。漁獲量は、平成20年のたこの豊漁はあるものの、概ね400トンから600トンの間で推移している。



②資源管理措置等

生産量を維持するために、それぞれの漁業においては、公的措置を遵守するとともに、自主的管理措置として、別表のとおり取組む必要がある。定期休漁については確認資料を提出するものとする。

第3 その他

本資源管理措置に伴い、関係漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、広島県資源管理協議会は、別記に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、関係漁業者は、履行確認に積極的に協力しなければならない。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取組む必要がある。

[別表]

魚種別管理区分（サワラ）

対象漁業種類	資源管理措置	地区名
さごしきんちやく網	定期休漁 漁獲量制限（回復計画）	走島
さわら流し刺し網	定期休漁 網目拡大（回復計画）	阿多田島，三高，鹿川，音戸，倉橋島，阿賀，仁方，川尻，呉豊島，三原市，田島，鞆の浦，走島

漁業種類別管理区分

対象漁業種類	資源管理措置	地区名
底びき網（小型機船底びき網）	定期休漁 種苗放流	くば，阿多田島，大野町，広島市，美能，沖，三高，鹿川，大原，深江，大柿町，江田島，切串，田原，早瀬，倉橋島，下蒲刈町，吉浦，阿賀，広，仁方，川尻，安浦，呉豊島，大崎上島，芸南，三原市，吉和，浦島，鞆の浦，千年，横島，田島
	定期休漁	上記以外の地区
船びき網（瀬戸内海機船船びき網，機船船びき網，ごち網）	定期休漁 操業区域制限	阿多田島
	定期休漁	上記以外の地区
まき網（中型まき網，小型まき網）	定期休漁	全地区（当該漁業を主とする組合員が存在する漁協）
刺し網（刺し網，いそ建も建網，流し刺し網）	定期休漁 種苗放流	くば，阿多田島，大野，大野町，宮島，広島市，大河，坂町，美能，沖，三高，内能美，大原，深江，大柿町，東江，江田島，切串，田原，早瀬，倉橋島，下蒲刈町，蒲刈町，吉浦，阿賀，広，川尻，早田原，呉豊島，大崎上島，芸南，三原市，吉和，尾道東部，浦島，瀬戸田，松永，福山市，千年，横島，田島
	定期休漁	上記以外の地区

定置網（つぼ網）	定期休漁 種苗放流	くば，鹿川，深江，福山市，鞆の浦，千年
	定期休漁	上記以外の地区
はえ縄	定期休漁	全地区（当該漁業を主とする組合員が存在する漁協）
釣り（まきえ釣り，ひき縄釣り等）	定期休漁 種苗放流	くば，大野，宮島，広島市，坂町，沖，内能美，大原，深江，江田島，切串，田原，早瀬，倉橋島，下蒲刈町，蒲刈町，吉浦，阿賀，広，仁方，川尻，安浦，早田原，呉豊島，大崎上島，芸南，三原市，吉和
	定期休漁	上記以外の地区
採貝・採藻類	定期休漁 種苗放流	くば，向島町
	定期休漁	大野，大野町，浜毛保，井口，広島市，松永，福山市，横島
たこつぼ	定期休漁	全地区（当該漁業を主とする組合員が存在する漁協）
あなご筒	定期休漁	全地区（当該漁業を主とする組合員が存在する漁協）
いか玉	定期休漁	全地区（当該漁業を主とする組合員が存在する漁協）
白魚やな	定期休漁	全地区（当該漁業を主とする組合員が存在する漁協）

[別 記]

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者が行う資源管理措置の履行確認にあたっては、下記左欄の資源管理措置ごとに、右欄に掲げる各手段を用いることとする。

履行確認措置	履行確認手段
定期休漁	広島県資源管理協議会は、A及びBの2種類の証拠書類によって履行確認を行う。 A：漁業者作成の操業日誌 B：仕切伝票又は漁協作成の漁業者別操業記録